



HEICO SPORTIV OWNERS CLUB JAPAN 会則

2008年5月10日制定

第1章 総則

第1条【名称】

本会は、HEICO SPORTIV OWNERS CLUB JAPAN という。

第2条【事務所の所在地】

本会は、事務所を千葉県野田市山崎 2784-1番地 HEICO SPORTIV JAPAN 内におき、事務局は HEICO SPORTIV JAPAN に委託する。

第2章 目的および活動

第3条【目的】

本会は、VOLVO という車を通じて会員同士がオープンな人間関係を構築してVOLVO ライフを楽しみ、車を安全に走らせたいという理念の下に活動する。

第4条【活動】

本会は、前条の目的のために次の活動をする。

1. ツーリング
2. 全国ミーティング
3. セーフティードライビングスクール
4. イベントの開催
5. その他、本会の目的達成のために必要な活動など

第3章 組織

第5条【入会資格】

1. VOLVO 車のオーナーであること。
2. 理事の推薦を有すること。
3. HEICO SPORTIV ブランドの模造品等を自主製作および装着していないこと。

第6条【会員】

本会の会員とは第5条に定める入会資格を満たし、所定の手続きを完了したうえで理事会の承認を得た者をいう。

第7条【会員の権利と義務】

1. 会員は理事会に対していつでも議案を提出できる。但し、具体的な改善案を付すること。
2. 会員は自ら進んで理事に立候補できる。
3. 会員は本会の目的および活動の趣旨を理解し、会員間の親睦にも努めるものとする。
4. 会員は本会の秩序や調和を乱す事なく本会の活動やイベントの進行に自ら協力する事とする。
5. 会員は貸与されたシリアルナンバープレート及びエンブレムを退会時に返納する事とする。
6. 会員は電話番号、メールアドレス、住所等の連絡先に変更が生じた場合、メールまたはファクスにて速やかに事務局へ届け出るものとする。
7. 会員はイベント等の参加可否の意志表示をメールまたはファクスにて 必ず事務局へ届け出るものとする。

第8条【役員】

本会には次の役員をおくこととする。

会 長： 1名 副会長： 1名 顧 問： 1名 事務・会計： 1名
理 事： 若干名（その内1名は会計監査を兼任）

第9条【役員を選出と任期】

1. 役員は理事の互選により選出することとする。
2. 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
3. 任期途中で欠員が生じた場合は、理事会を以て対処する。
4. 補欠または増員により選任された役員の任期は前項の規定に関わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

第4章 理事会

第10条【理事会】

1. 本会の理事会は第8条に定める役員にて構成される。
2. 理事会は本会の財務の管理を行う。
3. 理事会は本会則施行に関する細則を承認する。
4. 理事会は会計年度終了後、おおむね3ヶ月以内に開催する。
5. 会長は必要に応じて臨時理事会を招集することができる。

第11条【議事決定】

1. 理事会の議事は出席者の過半数で協議の上決定する。
2. 理事会に出席できない役員は、議事決定を会長に一任する事とする。

第12条【理事会に付議する事項】

1. 会員入会・退会の承認
2. 役員の承認
3. 予算及び決算
4. 活動計画
5. その他必要事項

第5章 会費

第13条【会費】

会費の歳入は次の通りとし、入会申請時及び年度更新時に納入しなければならない。

1. 入会金： 金 20,000 円
2. 年会費： 金 10,000 円

(但し、12月～5月の入会者は入会初年度のみ金 5,000 円とする)

一旦納入された会費は、退会、その他のいかなる理由においても返金しない事とする。

第14条【会費の変更】

会費の変更が必要となった場合には、理事会において協議の上決定する事とする。

第15条【会費の用途】

会費は第2章に定める本会の目的・活動に対する補助、および本会の運営に必要な経費以外には使用してはならない。

第16条【会計年度】

会計年度は毎年6月1日より翌年5月31日とする。

第17条【費用の支払い】

本会に関わるすべての費用は銀行振込みのみ受け付ける事とし、他は受け付けない事とする。

入会金・年会費・イベントの参加費・グッズ購入代金等。(イベント等の当日受付の場合は例外)

第6章 会員資格の継続

第18条【資格の継続】

入会年度を除き、毎年6月30日までに年会費を振り込むことで会員資格は継続となる。

同日1ヶ月前の5月31日迄に休会・退会の連絡が事務局にない場合は会員資格継続の意思とみなし、年会費支払いの義務が生じるものとする。

何ら連絡なく、入金が確認されない場合は退会したものとみなす。

第19条【その他の退会の事由】

1. 会員は自己の申し出により、いつでも退会することができる。
2. VOLVO 車のオーナーでなくなったとき。

第20条【休 会】

1. 会員は所定の書類を事務局に提出することにより3年間を限度に休会することができる。
2. 休会中は年会費を納める必要は生じない。また、ビジター料金の適用でイベントに参加できる。
3. 規定の期間内及び理事会の協議において、年会費を納める事で復会の機会を得る事ができる。

第21条【会員資格の拒否・失効・剥奪】

本会は、理事会における協議決定において会員資格の拒否・失効・剥奪を行使することができる。

1. 年会費・イベント参加費等の支払いを怠り、請求に応じることなく未納・滞納した場合。
2. 本会、並びに HEICO SPORTIV JAPAN および HEICO SPORTIV を自己の営利を図る目的で自らまたは第三者を介して利用した場合。また、他の会員への勧誘等が判明した場合。
3. 本会、並びに HEICO SPORTIV JAPAN および HEICO SPORTIV の運営に支障、または損害・妨害等を与える恐れが判明した場合。
4. HEICO SPORTIV JAPAN および HEICO SPORTIV の承認を得ていない模造品等の装着が認められた場合。
5. 本会の会員に相応しくないと判断された場合。

第22条【シリアルナンバープレート及びエンブレム】

本会は、新会員に対してシリアルナンバープレート及びエンブレムを貸与するものとする。
また、退会者はこれらを本会に返納する事とする。

第7章 会則改正

第23条【会則の変更】

会則の改正は理事会で協議の上、決議決定とする。

第8章 細 則

第24条【細 則】

会則に定めるものの他、本会の運営上必要な細則は理事会で協議し、理事会の承認により定める。

《付 則》

この会則は 2013年8月1日 施 行
2013年8月15日 改正施行